

○ 平省令国債務等の発行等に關する第百三十九号

告示第十九号

件等を次回の年とおり告示する。昭和五十年五月六日第十二日。

利規定期付國債に基づく年大藏行

平成二十九年四月六日第十一号

財務大臣臨時代理山本

の法発号名條律行稱及項及のび根及びそ拠記

四三二一
発行方法の適用

し定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
'めつ入入。)へ格替適下へ債項律計号法め營四政六付
価らて札札に以を機用一平、株式等の振替に法律第十七号
格れられ、と發によ下競関を振替法一と/orいう。」
競た争利同時「發価に日本銀行ものう。」
入札率競争に行い(以下争て行ふ。)とし。
札を入わう。以下とす。(一)第十五号。
おいのにる、「札わる。」の規定
て利お入価値「れ。」
募率い札格格とる。そ規
入とてで競競い入の法

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非	入価法入
参市及入価・別債発競	札格決
加場び札格第参市行争	発競定
者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を行
 参よと大行争入場も加、と発のる入受
 一加るに臣わ札特の者財同行に価額け
 と者発応がれ札發別にご務時一よ格にた
 い・行募各れの行参よと大にとるをよ各
 う第へ限國る募一加るに臣行い発そり申
 一) II以度債入と者発応がわう行の加込
 非下額市札のい・行募各れ。一以
 価一を場で決。う第へ限國る、下
 格国定特あ定一 I以度債入価一価均応
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

入価 入価・
札格 行札格第
発競 發競II
行争額行争非

特国行争非者特国 札非
別債入価・別債 発競
参市札格第参市 行争
加場發競I加場 入

条特 でた条特でた条特円九つ定す九億はづるた運七つ定う額
第別 二利第別六利第別 百いにる年三、き法め營億いにち面
一會 千付一會億付一會 九て基法度千額發律のに二て基、金
項計 二国項計九国項計 十はづ律予三面行第公必千はづ財額
のに 百債のに千債のに 四、き第算百金し三債要九、き政で
規関 十に規関六に規關 億額發四分六額た条のな百額發法二
定す 億つ定す百つ定す 三面行十、十で利第發財四面行第兆
にる 円いにる万いにる 千金し六、万六付一行源十金し四七
基法 て基法円て基法 六額た条特円千国項のの五額た条百
づ律 、づ律 、づ律 百で利第別へ四債の特確万で利第七
き第 額き第 額き第 九一付一會平百に規例保円三付一十
發四 面發四 面發四 十兆国項計成三つ定にを、百国項五
行十 金行十 金行十 五三債のに二十いに規國財四債の億
し六 額し六 額し六 万千に規關十三で基する政十に規円

十 口 イ 一	九 八	二	ハ 口 イ	七 払				
札 非 入 価 發 發 競 札 格 行 行 行 争 發 競 価 、 入 行 争 格 日	振 額 最 替 額 単 面 位 金	低 行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 II	争 非 者 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I	特 國 行 債 札 格 行 債 札 格 金 入 行 争 競 加 場 加 場				
錢 額 面 以 金 上 額 百 そ 百 円 れ 円 に ぞ に つ れ き の き 百 応 募 円 三 十 五	錢 額 成 る 。整 載 法 數 又 倍 は 規 の 記 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	平 す 額 の 記 替 万 円 百 九 十 九 年 の 記 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 千 百 四 十 二 億 六 千 五 百 八 十	三 千 百 四 百 十 七 億 七 千 三 百 五 十 万	円 二 千 九 百 十 七 億 七 千 三 百 五 十 万	六 億 兆 八 百 四 十 七 億 四 百 七 千 六 百 七 十 五 万	円 二 兆 八 百 四 十 七 億 四 百 七 千 六 百 七 十 五 万	で た 利 付 國 債 三 百 百 四 十 七 億 四 百 七 千 六 百 七 十 五 万

十五

後第
の二
利期
子以

利てを毎
子、支年
をそ払三
支の期月
払日と二
う以し十
。前、日
六各及
月支び
間払九
に期月
属に二
すお十
るい日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2}$$

十四

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次九
日び當業払の年
に第業う算九
つ十日。式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

十
三
二

の経利入価・別債行争非者特国
払過札格第参市及入価・別債
込利発競Ⅱ加場び札格第参市
み子率行争非者特国発競I加場

る定り払募年
。す算込入○
る出金決・
期し額定一
日たにのパ
に金加通一
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 三
十 臣 行 額 十
九 か 百 九
年 ら 円 年
四 通 に 三
月 知 つ 月
六 を き 二
日 受 百 十
け 円 日
た 者